|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | 建交労大阪府本 |

**１．統一要求方針**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 賃上げ要求方針 | | | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | **１　統一要求基準の考え方について**   1. 物価高騰を上回る賃金の引き上げを要求し、人間らしく生き、働くための   要求として確立   1. 切実な要求実現にむけ、確信と展望が持てるような要求として確立   **２　賃金引上げについて**  日 額 2,000円  月　額　40,000円以上  時間額 250円以上（パート・短時間労働者一人あたり）  ※上記要求基準に基づき、支部・部会の統一要求を確立  **３　最低賃金について**  日 額 14,000円以上  月　額　280,000円以上  時間額 2,000円以上  ※最低賃金は、家族手当・通勤手当を除く所定内賃金とすること | | **１　長時間・過密労働の是正に関する要求**   1. 1日7時間・週35時間制、完全週休2日制の実施、年間総労働時間1,800時間以内を実施すること。また、時短が原因で賃金水準が引き下   げられない措置をとること。   1. 時間外労働は男女共通で、当面１日2時間、1週5時間、月20時間、1年150時間以内とし、到達しているところは基本要求1年120時間   をめざすこと。   1. 一勤務の終了から次の勤務開始までの休息時間は、最低11時間以上とすること。   **２　年次有給休暇に関する要求**   1. 採用時点より14日以上、初年度20日以上へ増加すること。 2. 勤続1年以上の労働者に対しては、最低35日間とすること。 3. 年次有給休暇の計画的付与（年休10日以上の場合5日間付与）については、労基法39条の趣旨に従って労働者の意向を必ず踏まえた取得   にすること。また、有給取得者の月額報酬（平均賃金もしくは標準報酬月額）が引き下がらないようにすること。  **３　妊産婦の健康および休暇に関する要求**   1. 産前産後休暇については、産前8週間・産後10週間（多胎の場合は各14週間）を有給で保証し、産前についても6週間は就業禁止期間を   設けることとし、休暇中は、代替要員を配置すること。   1. 労基法にもとづき、本人から請求があった場合、妊娠中は軽易な業務に転換させること。とくに、労基法により「危険有害業務への就労制   限」をうける女性労働者については、妊娠中は軽易な業務に転換させること。   1. 労基法にもとづき、本人から申出があった場合、妊産婦に時間外労働・休日労働・深夜残業をさせないこと。   **４　介護休業に関する要求**   1. 休業の期間・取得方法は、時間単位・日単位で、1年度内に連続取得を含む最高1年とすること。 2. 介護の対象は同居・別居の別なく配偶者、夫婦双方の父母、子とすること。 3. 休業中の賃金は、雇用保険給付とあわせて平均賃金の80％以上を保障すること。 4. 必要に応じた代替要員の配置および原職復帰など、介護休業を必要とする労働者が安心してその制度を利用できるように配慮すること。   **５　安心・安全な職場づくりに関する要求**   1. 男女雇用機会均等法や育児介護休業法に新たに定められた防止義務規定を遵守し、労働協約・就業規則にセクハラ・マタハラ・パタハラ及   びパワーハラスメント条項（22年4月中小企業にも適用）を定めること。防止措置の徹底を図るための研修プログラム及び防止対策を作成  し、使用者の立場として管理職、従業員男女に対して研修を実施すること。相談窓口の解説など、迅速な解決をはかること。既存労組を含  め、職場内で具体的な取り組みを進めること。   1. すべての職場でアスベスト使用状況を調査・確認し、アスベスト建材や機器類などを撤去し、または防護措置を取り、安全な職場とするこ   と。アスベストを使用するなど関係していた職場では、企業の責任で労働者の特殊健康診断を定期的に実施すること。退職者については、  「石綿健康管理手帳」制度および労災補償制度について周知すること。 |
| 一　時　金　関　連 | 春闘交渉時 |  |
| 季別交渉時 |  |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | 2月14日 | 第1次　2月28日 第2次　3月6日 第3次　3月13日  第4次　3月21日 第5次　3月27日 | 統一行動日 ・2月21日　2024年春闘学習決起集会  ・3月7日　 建交労中央行動  ・3月14日　大阪労連統一行動・全国統一行動 |
| 夏季 | 2月14日（春闘期と同じ） | 5月8日 | ― |
| 年末 | ― | ― | ― |

※本表は、大阪府が設定した項目に基づき、作成したものです。従って、各産別等の統一要求方針の全てを記載しているものではありません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、一時金関連のみ記載しています。